

刈谷市農業委員会総会議事録

下記事件付議のため、令和6年8月26日午前10時00分、刈谷市農業委員会総会を刈谷市役所3階301会議室に招集する。

記

- 議案第24号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第25号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第27号 生産緑地法に係る買取申出に伴う農業の主たる従事者の証明について
- 議案第28号 農用地利用集積計画（利用権設定関係）について
- 議案第29号 農用地利用集積計画（農地中間管理事業一括設定）について
- 報告第23号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
- 報告第24号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
- 報告第25号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書について
- 報告第26号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
- 報告第27号 農地改良届出について

出席者 加藤彰夫 ほか13名

午前10時00分、会長議長席につき開会を宣す。

議事に先立ち議事録署名者、下記2名を指名する。

議事録署名者 1番 山田友樹 委員 4番 近藤輝彦 委員

議 事

議 長 始めに、議案第29号整理番号13を上程します。

なお、私、加藤彰夫は農業委員会等に関する法律第31条の規定により退席いたします。退席中の議事進行は杉浦俊広会長代理にお願いいたします。

杉浦俊広
委 員

それでは事務局に説明を求めます。

事 務 局

それでは、お手元の議案書に基づきましてご説明申し上げます。
7ページをご覧ください。

議案第29号

農用地利用集積計画（農地中間管理事業一括設定）について

〔整理番号13〕

（所在及び面積）

●●●●

（権利の種類）

賃貸借権

（貸付人）

●●●●

（借受人）

●●●●

（転貸人）

公益財団法人 愛知県農業振興基金

（利用目的）

田

（期間）

令和6年9月1日から令和16年1月31日まで

内容につきましては、それぞれ記載のとおりです。

以上です。

杉浦俊広
委 員

議案についてご審議をお願いします。

上程議案について異議質問等ありませんか。

杉浦克敏 小垣江町多門について、地目が畑とありますが間違いではありませんか。
委 員

事務局 現況は田です。農地台帳システムは課税システムと連動しており、課税システムの地目を反映しています。そのため、台帳と現況が異なることもあります。

杉浦俊広 他に異議質問等ありませんか。
委 員

(「異議なし。」の声あり。)

杉浦俊広 異議なしと認め、議案第29号整理番号13を原案通り決定します。
委 員

議 長 次に、議案第24号から議案第29号及び報告第23号から報告第27号までを一括上程し、事務局に説明を求めます。

事務局 引き続き、お手元の議案書に基づきましてご説明申し上げます。
1ページをご覧ください。

議案第24号

農地法第3条の規定による許可について

〔受付番号9〕

(権利の種類)

所有権移転

(所在及び面積)

●●●●

(譲渡人)

●●●●

(譲受人)

●●●●

経営規模拡大のためとの事由により、所有権を移転するものです。
申請地取得後の経営面積は6 a となり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

2 ページをご覧ください。

議案第25号

農地法第4条の規定による許可申請について

[受付番号1]

(所在及び面積)

●●●●

(申請人)

●●●●

(転用事由)

自己用住宅建築

申請地は、富士松図書館の西約900mのところ的位置しています。農地区分は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地であるため、第3種農地と判断致しました。

申請人は、住所地にて1人で暮らしていますが、老後のことを考え、新たな住宅の建築を計画しました。

そこで、市街化調整区域内ではありますが、自己用住宅1棟96.05㎡を建築したく、本申請に及んだものです。

また、都市計画法建築許可については建築課と事前協議されており、許可の見込みはありとの回答を得ています。

3 ページをご覧ください。

議案第 26 号

農地法第 5 条の規定による許可申請について

〔受付番号 9〕

(権利の種類)

所有権移転

(所在及び面積)

●●●●

(譲渡人)

●●●●

(譲受人)

●●●●

(転用事由)

福祉施設建築

申請地は、小垣江保育園の北約 450 m のところに位置しています。農地区分は、街区に占める宅地の割合が 40 % を超えている区域にある農地であるため、第 3 種農地と判断致しました。

申請人は、小垣江町に本社を置き、主に社会福祉施設の運営を行っている法人です。現在小垣江町にて事業を行っていますが、既存施設では手狭であり地域の需要や要望に応えることができていないため、新たに老人デイサービス及び有料老人ホームの建築を計画しました。

そこで、市街化調整区域内ではありますが、本申請地の所有者より譲り受けられる旨の回答を得られたことができたため、施設 2 棟 724.14 m² を建築したく、本申請に及んだものです。

また、都市計画法建築許可については建築課と、雨水浸透阻害行為許可については雨水対策課と、道路承認工事許可については農政課と事前協議されており、許可の見込みはありとの回答を得ていま

す。

4 ページをご覧ください。

議案第 27 号

生産緑地法に係る買取申出に伴う農業の主たる従事者の証明について

[受付番号 4]

(所在及び面積)

●●●●

(主たる従事者)

●●●●

(申請人)

●●●●

(根拠法令)

生産緑地法第 10 条

(原因)

死亡 (令和 6 年 5 月 12 日)

[受付番号 5]

(所在及び面積)

●●●●

(主たる従事者)

●●●●

(申請人)

●●●●

(根拠法令)

生産緑地法第 10 条

(原因)

死亡 (令和 6 年 5 月 21 日)

5 ページをご覧ください。

議案第 28 号

農用地利用集積計画（利用権設定関係）について

〔整理番号 24〕

（所在及び面積）

●●●●

（権利の種類）

賃貸借権

（貸付人）

●●●●

（借受人）

●●●●

（利用目的）

田

（期間）

令和 6 年 9 月 1 日から令和 11 年 11 月 30 日まで

以下、〔整理番号 25〕まで申し出がありました。

内容につきましては、それぞれ記載のとおりです。

6 ページをご覧ください。

議案第 29 号

農用地利用集積計画（農地中間管理事業一括設定）について

〔整理番号 11〕

（所在及び面積）

●●●●

（権利の種類）

賃貸借権

(貸付人)

●●●●

(借受人)

●●●●

(転貸人)

公益財団法人 愛知県農業振興基金

(利用目的)

田

(期間)

令和6年9月1日から令和10年11月30日まで

以下、「整理番号12」まで申し出がありました。
内容につきましては、それぞれ記載のとおりです。

8ページをご覧ください。

報告第23号

農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

〔受付番号12〕

(所在及び面積)

●●●●

(届出人)

●●●●

(転用事由)

駐車場

以下、9ページ〔受付番号17〕まで届出がありましたので、ご報告申し上げます。

内容につきましては、それぞれ記載のとおりです。

10ページをご覧ください。

報告第24号

農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

〔受付番号48〕

(権利の種類)

所有権移転

(所在及び面積)

●●●●

(譲渡人)

●●●●

(譲受人)

●●●●

(転用事由)

住宅建築

以下、13ページ〔受付番号59〕までの届出がありましたので、
ご報告申し上げます。

内容につきましては、それぞれ記載のとおりです。

14ページをご覧ください。

報告第25号

農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書について

〔整理番号1〕

(法人の概要)

●●●●

(経営面積)

田 268ha

畑 0.3ha

(当該事業年度売上高)

248,969,000 円

(事業の種類)

生産する農畜産物 米、麦、大豆

関連事業等の内容 農作業受託

(構成員の状況)

●●●●

なお、農地法第2条第3項各号の要件を満たしております。

15ページをご覧ください。

報告第26号

農地法第18条第6項の規定による通知書について

[整理番号7]

(所在及び面積)

●●●●

(貸付人)

●●●●

(借受人)

●●●●

(解約通知日)

令和6年7月22日

(解約形態)

合意解約

(解約事由)

収用のため

以下、16ページ〔整理番号8〕まで通知がありましたので、ご報告申し上げます。

内容につきましては、それぞれ記載のとおりです。

17ページをご覧ください。

報告第27号

農地改良届出について

〔受付番号4〕

(所在及び面積)

●●●●

(届出人)

●●●●

(事由)

畑の嵩上げ

(造成期間)

令和6年7月22日から令和6年9月30日まで

以上で説明を終わります。

議長 上程議案、並びに報告について、ご審議をお願いします。
上程議案、並びに報告について、質問等ありませんか。

山田友樹 報告第26号整理番号7の解約について、解約事由が収用のためと
委員 ありますが、どういった内容になりますか。

事務局 公共事業として、既存浄水場の敷地を拡張するために収用するもの
です。

杉浦克敏 議案第26号受付番号9について、先日現地調査時にお願いしたの
委員 ですが、今回の申請のように3畝、4畝といった細かく転用するの
ではなく、まとめて申請することはできませんか。細かく解約を出され

ることで、耕作に影響が出ています。

事務局 事務局に相談がある時点で、場所については施工者と土地所有者とで話がついていることが多いのですが、申請地が農地の真ん中であることや、残された農地の形状が悪く耕作者に影響が出そうな場合は、相談の中で誘導することはあります。

神谷友裕 報告第27号の農地改良届出についてですが、畑の嵩上げはどこまで上げててもよいですか。また、田と畑で基準は異なりますか。

事務局 田は道路面まで、畑は道路面から30cmまで嵩上げすることができます。

神谷友裕 泉田町で道路面より高く嵩上げした田があり、その田からこぼれた水が農道を通ってより低い田に流れ込んでしまっています。何か対処はできませんか。

事務局 既に高くなっている田を強制的に削ることはできませんが、農道や他の田に影響が出ている場合には、影響が出ないように指導することはできます。個別で相談をお願いします。

議長 議案第24号及び25号について、申請者が同じ人ですが、24号では農地を売却して、25号では223㎡という広い面積を住宅建築しますが、農家住宅という形にはなるのでしょうか。

事務局 この申請者は相続で農地を取得し、取得した農地の上に自分の家を建て、他の農地については今後農業をする予定はないため他の耕作者に耕作をしてもらっています。また、申請地についても利用計画図で検討する限り余剰地と思われる箇所もないため、面積についても妥当と考えます。

近藤庄次 申請者は独り者のため、実家は不動産屋に分譲地として売却し、今
委 員 回の申請地に住宅を建てるものです。

杉本常男 農地の譲受人とはどのような関係でしょうか。耕作面積が6aとあ
委 員 り、今回の取得面積を引くと農地をあまり持っていませんが問題ない
ですか。

事 務 局 もともと親族の農地を親族間で一緒に耕作しており、以前より自分
の農地を持ちたいと思っていたところに、今回居宅の裏の農地を取得
できることになったため、申請したものです。耕作面積については、
2親等以内であれば法律上耕作面積に含めてもよいため、全く農業経
験のない人とは言えず、また令和5年度より下限面積の撤廃もあった
ため、経験や耕作機器の保有状況等を総合的に判断し、取得面積も過
大であるとは言い切れないため、許可相当であると判断しています。

議 長 質問等なければ、上程議案、並びに報告につきまして採決をいたし
ます。

議案第24号から議案第29号及び報告第23号から報告第27号
までを原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり。)

議 長 異議なしと認め、議案第24号から議案第29号及び報告第23号
から報告第27号までを原案通り決定します。

本日の議事は終了しました。これにて、刈谷市農業委員会総会を閉
会します。

午前10時35分、全日程の終了を告げて閉会する。

議事録署名者

会 長 _____

1 番 _____

4 番 _____

本会議に参加した者

事務局長 近 藤 浩

係 長 山 中 裕 三

主任主査 鈴 木 雅 博

主 事 須 田 裕 介